

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 長寿社会課	中村 直輝
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課(室)	医療政策課	
事業群名	② 地域包括ケアシステムの構築・充実	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	779,426

(長崎県総合計画チャレンジ2025 本文)							(取組項目)			
将来的な地域の人口推移等を見据えながら、高齢者がいくつになっても、一人一人の健康の状況や生活の実態に応じて、医療・介護などの切れ目のない必要な支援が受けられ、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指して、市町の取組を支援します。							i) 全市町で地域包括ケアシステムを構築するための在宅医療・介護連携や介護予防の推進 ii) 生活支援コーディネーターと地域運営組織(協議会)等による地域ニーズの掘り起こし及び対策検討 iii) 健康寿命延伸のための、フレイル・介護予防の強化 iv) ボランティア団体や地域既存組織等を活用した高齢者の生活支援体制強化			
事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 県内全ての日常生活圏域において、長崎県版の地域包括ケアシステム構築評価基準をもとに評価を行ったところ、令和4年度末に県内全ての圏域で「概ね構築」という評価になり、目標(令和5年度末)に先んじて達成となった。今後は、これまでの基盤整備に加え充実に向けた市町の取組支援を行っていく。 有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数は、令和5年度末で274団体となった。令和5年度は、県内9市町の勉強会等にアドバイザーを派遣したところ、派遣した地域では住民による勉強会が行われるなど生活支援サービスの創出に向けた取組が始まっている。しかし、サービス創出のノウハウ不足や、担い手と住民ニーズのマッチング等に苦慮している市町もあることから、引き続き、助け合い活動強化事業を通じて生活支援体制の整備・充実を推進していく。 認知症サポーター、キャラバンメイト※数(累計)については、令和5年度に8,989人(内、サポーター8,950人、キャラバンメイト39人)養成し、令和5年度末時点では、総数173,355人となっている。令和4年度養成数(7,918人)より増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等によりサポーター養成講座が十分に実施できなかった状況もあり、目標値を下回っている。県では、毎年キャラバンメイトを養成し、各市町でキャラバンメイトがサポーターを養成するといった市町と県の協働による取組は定着しており、引き続き認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを進める。
	地域包括ケアシステムの構築割合	目標値①		93%	97%	100%	100%	100%	100%(R7)	
		実績値②	85%(R元)	98%	100%	100%			進捗状況	
		達成率②/①		105%	103%	100%			達成	
	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	
	認知症サポーター、キャラバンメイト数(累計)	目標値①		172,800人	188,000人	203,200人	218,400人	233,600人	233,600人(R7)	
		実績値②	142,314人(R元)	156,448人	164,366人	173,355人			進捗状況	
		達成率②/①		90%	87%	85%			やや遅れ	
	その他関連指標	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	
有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数		目標値①		165団体	207団体	248団体	289団体	330団体	330団体(R7)	
		実績値②	36団体(R元)	168団体	233団体	274団体			進捗状況	
		達成率②/①		101%	112%	110%			順調	
※認知症サポーター: 認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。市町や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要 ※キャラバンメイト: 認知症サポーター養成講座の講師										

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況 （令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和5年度事業の成果等
				R4実績	うち 一般財源	人件費 （参考）		主な指標	R4目標	R4実績	達成率	
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
				事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業			他の評価 対象事業 （公共、研究等）			
所管課(室)名			事業対象									
取組目 i ii iii iv	○	1	地域包括ケアシステム 構築加速化支援事業 （医療介護基金）	3,759	0	11,480	●事業内容 市町における地域包括ケアシステムを構築するため、長崎県版地域包括ケアシステム評価基準に基づく構築状況の市町自己評価と有識者と県による全市町ヒアリングを実施するなどの支援を行う。 ●実施状況 本県独自の評価基準に基づき、県内21市町への県及び有識者によるヒアリングを実施した。	【活動指標】 地域包括ケアシステム構築状況に係るヒアリング実施市町数（市町）	21	21	100%	●事業の成果 ・本県独自の評価基準に基づく各市町の自己評価に対して、県及び有識者によるヒアリングを実施し、情報提供や助言等を行い、市町の地域包括ケアシステム構築を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ヒアリング等の市町支援を実施し、全ての圏域での地域包括ケアシステムの構築に寄与した。
				2,308	0	14,169			21	21	100%	
				4,759	0	12,061			21			
			H29-	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】	97	100	105%	
								地域包括ケアシステム構築割合（％）	100	100	100%	
			長寿社会課	—	—	—		市町、市町地域包括支援センター等		100		
取組目 i	○	2	在宅医療・介護連携体制構築支援事業	763	0	2,296	●事業内容 市町が実施主体となっている在宅医療・介護連携推進事業の取組を支援するため、各保健所において、3カ年計画を策定し、設定した目標に向けた取組を実施する。また、県内市町の在宅医療・介護連携担当者や保健所等の担当者を対象とした研修会を開催する。 ●実施状況 各保健所における圏域の課題（多職種連携の推進、看取り等）に応じた研修・検討会や、県内の市町や保健所担当者を対象とした在宅医療・介護連携推進事業研修会を開催した。	【活動指標】	16	14	87%	●事業の成果 ・各保健所において定めた目標をもとに、各圏域の課題（多職種連携の推進、看取り等）にあった支援を実施し、地域課題の解決や次年度以降の取組検討に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域包括ケアシステムの重要な構成要素である在宅医療・介護連携に関係する市町職員、医療機関・介護事業所等の資質向上を行うことで、在宅医療・介護連携の推進に寄与した。
				1,126	0	2,298		地域課題の解決に向けた研修・検討会の開催（回）	16	16	100%	
				3,361	0	4,669			16			
			R元-6	—				【成果指標】	4	2	50%	
								地域課題の解決に向けた研修・検討会の開催を通して課題解決につながった保健所数（保健所）	4	5	125%	
			長寿社会課	—	—	—		市町職員、医療機関・介護事業所等の関係職員		4		
		3	訪問看護サポートセンター事業（医療介護基金）	9,189	0	1,913	●事業内容 在宅医療介護の中核を担う訪問看護の提供体制の充実を図るため、訪問看護事業所等の総合支援を行う「訪問看護サポートセンター」を設置する。 ●実施状況 設置した訪問看護サポートセンターにて、事業所及び県民向けの相談窓口の設置、訪問看護師の知識や経験に応じた研修会の開催、センター作成の新人（新卒）看護師育成プログラムの提供のほか、訪問看護にかかる普及啓発等を実施した。	【活動指標】	19	19	100%	●事業の成果 ・育成研修により、訪問看護師のスキルアップが図られたとともに、事業所の運営や訪問看護技術など、多様な相談に年間通して対応し、訪問看護事業所の安定的な運営に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・質の高い訪問看護師を育成することにより、地域包括ケアシステムの重要な構成要素である訪問介護事業の提供体制の充実寄与した。
				9,189	0	1,915		訪問看護師等育成研修の開催回数（回）	19	19	100%	
				9,189	0	1,945			19			
			H30-	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】	64,639	65,390	101%	
								訪問看護利用者数（人）	69,313	算定中	—	
			医療政策課	—	—	—		長崎県看護協会				
		4	訪問看護サポートセンター事業（訪問看護ステーション人材確保事業）（医療介護基金）	2,205	0	765	●事業内容 訪問看護師の人材確保を図るため、訪問看護未経験の看護師を雇用し、育成を図る事業所に対し、育成指導中の看護師の人件費の一部を助成する。 ●実施状況 訪問看護未経験の看護師を雇用のうえ、あらかじめ作成した育成計画に沿った育成及び評価を実施した5箇所の訪問看護ステーションに対し、助成を行った。	【活動指標】	5	4	80%	●事業の成果 ・R4年度は目標とする訪問看護職員数は達成できなかったものの、県内の訪問看護事業所数及び職員数は増加傾向にあり、訪問介護に従事する人員の確保、育成に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・訪問看護師未経験者を確保し育成することにより、地域包括ケアシステムの重要な構成要素となる訪問看護事業の提供体制の充実寄与した。
				1,991	0	766		支援した訪問看護ステーション数（箇所）	5	5	100%	
				6,000	0	778			10			
			R2-7	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】	725	707	97%	
								県内の訪問看護職員数（人）	761	未公表	—	
			医療政策課	—	—	—		訪問看護ステーション		799		

取組項目 i	5	特別養護老人ホーム等整備費（創設・増床関係）	953	953	765	●事業内容 市町等の意向等を踏まえた第8期老人福祉計画・介護保険事業支援計画における整備計画を基に、広域型の特別養護老人ホーム等の創設・増床に対して補助を行う。 ●実施状況 令和5年度においては広域型の特別養護老人ホーム等の創設・増床計画はなかったため、補助の実施はなかった。	【活動指標】 特別養護老人ホーム整備補助件数(床)	0	0	—	●事業の成果 ・市町等の意向等を踏まえた第8期老人福祉計画・介護保険事業支援計画においては、地域密着型の特別養護老人ホームの増床計画はあったが、広域型の特別養護老人ホームの増床計画はなかったため、本補助金による補助は実施しなかった。		
			582	582	766			0	0	—			
			921	921	778			0					
			老人福祉法										
		H18-	—	—	—	社会福祉法人等	【成果指標】 整備計画の達成率(%)	—	0	—			
	長寿社会課	—	—	—	—								
	6	特別養護老人ホーム等整備費（改築等ユニット化関係）	0	0	765	●事業内容 広域型の特別養護老人ホーム等の従来型多床室・個室について、居宅に近い居住環境を目指す「ユニット化整備」を実施する際に補助を行う。 ●実施状況 令和5年度から令和6年度にかけての2か年事業（債務負担）として2施設（105床）の補助を行っている。	【活動指標】 特別養護老人ホーム整備補助件数(床)	0	0	—	●事業の成果 ・令和5年度から令和6年度にかけての2か年事業（債務負担）として2施設（105床）の補助を行っているため、令和5年度は成果として現れないが、令和6年度に105床分のユニット型居室が整備される予定。		
			0	0	766			0	0	—			
			373,170	0	778			105					
			老人福祉法										
		H18-	—	—	—	社会福祉法人等	【成果指標】 整備された床数のうち、ユニット床数の割合(%)	—	0	—			
	長寿社会課	—	—	—	100								
	7	地域密着型施設整備助成等事業（医療介護基金）	297,928	0	765	●事業内容 介護サービスの地域密着型施設等の整備を進めるため、地域医療介護総合確保基金を活用して、市町等に対して助成を行った。 ●実施状況 2市（7箇所）への間接補助を行った。	【活動指標】 地域密着型施設・事業所の整備数(箇所)	15	5	33%	●事業の成果 ・建築資材の高騰の影響により整備計画を断念する事業者がでてきたことなどにより、目標を達成することができなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・地域密着型施設・事業所7箇所が開設されたことにより、住み慣れた地域における介護サービスの提供体制整備に寄与した。		
			739,824	0	766			15	7	46%			
			1,492,531	0	778			9					
			介護保険法、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準										
		H27-				市町、社会福祉法人等	【成果指標】 整備計画の達成率(%)	85	46	54%			
					100			73	73%				
		長寿社会課	—	—	—			40					
		8	病床転換助成事業費	0	0	1,530	●事業内容 医療療養病床から介護老人保健施設等への整備を伴う転換に要する費用の助成 ●実施状況 医療機関からの医療療養病床から介護老人保健施設等への整備を伴う転換に要する費用の助成についての申請がなかった為、当該事業での助成実績はなかった。	【活動指標】 補助件数(件)	1	0		0%	●事業の成果 ・医療機関からの助成申請がなく、実績はなかった。
				0	0	1,531			1	0		0%	
	(R5終了)H20-R5		高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条			医療機関	【成果指標】 施設へ転換した医療療養病床数(床)	14	0	0%			
	医療政策課		○	—	—			12	0	0%			
	9	介護サービス情報の公表事業	781	391	765	●事業内容 介護保険法に基づき、自宅における生活支援、日帰りで通う機能訓練・デイサービス及び施設における入所(入居)支援などのサービスを提供する事業所又は施設をホームページ上に公表する。 ●実施状況 介護サービス事業所の名称・所在地や提供サービスの内容、従事者の人数・職種及び利用料金等の情報を公表した。	【活動指標】 公表対象事業所数(事業所)	3,000	3,184	106%	●事業の成果 ・公表対象事業所すべてにおいて、情報を公表した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・介護サービス事業所の情報を公表することにより、利用者やその家族等の介護サービスの適切な選択に寄与した。		
			849	425	766			3,000	3,063	102%			
			1,228	614	778			3,000					
H16-		介護保険法第115条の35			介護サービス利用者及びその家族、ケアマネジャー等	【成果指標】 公表率(%)	100	100	100%				
長寿社会課		○	—	—			100						

取組項目 i iii		10	介護予防・自立支援推進事業（介護予防に資する人材養成・現地支援）（保険者努力支援交付金）	9,631	0	5,357	●事業内容 市町及び地域包括支援センター職員を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業とその他の地域支援事業と連動した取組を行うことができる人材育成を目指し、総合事業をテーマとした研修会及び市町の課題に応じた伴走型支援を実施する。 ●実施状況 総合事業に関するワークショップを3回、介護予防担当者研修会を1回開催するとともに、五島圏域、県南圏域で保健所を中心とした伴走支援（協議の場設置、人材育成研修）を実施した。	【活動指標】 人材養成講座の開催回数（回）	7	6	85%	●事業の成果 ・3年間の事業を通じて、市町、地域包括支援センター職員が研修を受講することで、総合事業の目的と役割や専門職活用の重要性について理解促進ができた。また、圏域における伴走支援の結果、通いの場創設や専門職派遣体制整備を図ることができた。 ・軽度の要介護認定率が多い本県では、引き続き、高齢者の介護予防や自立支援の推進を図る取組を進める必要がある。
				10,462	0	5,744		1	3	300%		
				—				14	12	85%		
				（R5終了）R3-5				21	22	104%		
			長寿社会課			—	—	—				
		11	自立支援型サービス推進事業（医療介護基金）				●事業内容 高齢者の介護予防・自立支援推進に向け、適切な自立支援型サービスにつなぐ体制及び専門職の活用推進などを図るため、ICTを活用したケアマネジメント推進や人材養成研修、保健所を中心とした市町への伴走支援を実施する。	【活動指標】 自立支援に資する人材養成研修の開催回数（回）				—
				9,668	0	6,614		5				
			地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律			【成果指標】 短期集中予防サービス利用者増加数（人）						
			（R6新規）R6-8			14						
長寿社会課			—	—	—	市町、地域包括支援センター職員、リハビリ等の専門職						
取組項目 ii iv	○	12	助け合い活動強化事業（保険者努力支援交付金）	1,624	0	6,122	●事業内容 各市町の助け合い活動の仕組みづくり等を推進するため、生活支援コーディネーター等を対象とした研修会等を開催するとともに、市町が開催する勉強会等にアドバイザーを派遣する。 ●実施状況 生活支援コーディネーター等を対象とした研修会等を3回開催するとともに、県内9市町へ計22回アドバイザーを派遣した。	【活動指標】 有償ボランティアや常設型居場所などに係る勉強会等へのアドバイザー派遣回数（回）	24	23	95%	●事業の成果 ・アドバイザーを派遣した地域では住民による勉強会が行われるなど、助け合い活動の創出に向けた取組につなげることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・研修会やアドバイザーの派遣を通して、各市町担当者や生活支援コーディネーターの助け合い活動に対する意識の向上や、地域住民が助け合い活動を行う団体を立ち上げる際の疑問点を解消するなど、団体の設立促進や活動の活性化に寄与した。
				1,591	0	4,978		24	22	91%		
				3,526	0	5,058		24				
				—				【成果指標】 有償ボランティア等の助け合い活動として生活支援を行う団体数等（団体）	207	233	112%	
			R元-6			248	274	110%				
			長寿社会課			—	—	—	289			
						市町、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等						
取組項目 iii	○	13	地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業（医療介護基金）	11,334	0	3,061	●事業内容 地域リハビリテーションの中核を担う県リハビリテーション支援センター及び広域支援センターが、地域における介護予防・重度化防止等のリハビリテーション支援体制の整備を図るため、地域リハビリテーション従事者等へのリハビリテーション技術提供等のための研修会の開催や市町への直接支援を実施する。 ●実施状況 県リハビリテーション支援センターで研修会を2回開催するとともに、地域リハビリテーション広域支援センターを県内9地域に指定し、市町等への直接支援を実施した。	【活動指標】 県リハビリテーション支援センターが開催する研修会回数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・地域におけるリハビリテーション活動を担う人材育成を行い、各地域リハビリテーション広域支援センターの調整により、医療機関等に勤務する多くのリハビリテーション専門職を、市町の介護予防事業や地域ケア会議等に派遣することができた。 ●事業群の目標（指標達成）への寄与 ・育成された人材が、市町の地域ケア会議や通いの場・介護予防事業等に参画することで市町事業への支援に繋がり、目標へ寄与した。
				11,504	0	4,595		2	2	100%		
				16,333	0	4,280		2				
				地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律				【成果指標】 研修修了認定者が市町事業に参加した件数（件）	520	660	126%	
			H27-			660	663	100%				
			長寿社会課			—	—	—	660			
						理学療法士、作業療法士、言語聴覚士						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 全市町で地域包括ケアシステムを構築するための在宅医療・介護連携や介護予防の推進 ●実績の検証及び解決すべき課題 ・県内の地域包括ケアシステムが、令和4年度末時点で全圏域において「概ね構築」と評価できたことから、今後は、地域包括ケアシステムの充実に向けて、在宅医療・介護連携の推進、保健事業と介護予防の一体的実施、認知症や権利擁護施策の推進、地域共生社会の実現を見据えた動きなど様々な分野について、関係団体と連携のもと、住民の実感を把握しながら総合的に施策を推進する必要がある。 ・在宅医療・介護連携推進事業については、市町が「将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿」をイメージし、地域包括ケアシステム推進に係るロードマップの進捗状況と併せた取組が実施できるよう、保健所とともに広域的な観点から支援を行う必要がある。 ・介護予防については、高齢者が状態に応じた維持改善を図り、介護予防のセルフマネジメントを行うことができるように、適切な自立支援型サービスにつなぐ体制構築や専門職の活用推進により総合事業の充実を図るなど、市町の実情に合わせた取組支援を行う必要がある。また、市町がリハビリテーション専門職等を効果的に活用できるよう、地域に密着したリハビリテーション支援体制の推進を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・令和5年度評価(令和6年度実施)から、県独自で作成した新たな評価指標を全市町で活用することとし、地域包括ケアシステムの充実に関して、住民の実感を把握する項目を設けるほか、各分野の充実度について評価結果を公表する。 ・各市町が「将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿」を明確にするために、地域資源の現状やデータの分析から見える将来の医療・介護推計等を把握し、活用できるよう県からも情報提供や意見交換等を進める。 ・市町、地域包括支援センター職員等が、高齢者の状態に応じて、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを行うことで、対象者を適切なサービスにつなぐことが出来るよう、ICTを活用したケアマネジメント推進や人材育成研修、保健所を中心とした市町の実情に応じた支援を実施し、地域包括ケアシステムの充実を図っていく。 ・市町事業においてリハビリテーション専門職等を効果的に活用できる、地域密着型リハビリテーション支援体制の整備を目指し、より地域に根差した活動ができるよう支援を行う。
ii 生活支援コーディネーターと地域運営組織(協議会)等による地域ニーズの掘り起こし及び対策検討 ●実績の検証及び解決すべき課題 ・地域の課題を吸い上げる第2層協議体の配置が目標どおりに進んでいない市町があり、協議体の配置や活動の充実に向けて、引き続き支援を行う必要がある。 ・行政と生活支援コーディネーター等の連携が十分でない市町があることから、その必要性を理解したうえで生活支援体制の整備・充実に取り組んでもらう必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・引き続き市町に対して研修会や情報交換会を開催するとともに、生活支援体制整備に関するノウハウを有するアドバイザーを市町の勉強会等に派遣することで生活支援体制の整備・充実を図る。 ・行政と生活支援コーディネーターの連携や協議体活動が充実している地域の優良事例を発信し、生活支援体制の整備・充実を図る。
iii 健康寿命延伸のための、フレイル・介護予防の強化 ●実績の検証及び解決すべき課題 ・生涯を通じた健康づくりの必要性の理解や健康寿命を延伸する取組が必要である中、保健事業と介護予防の一体的実施が十分でない市町もあるため、後期高齢者医療広域連合及び国保健康保険団体連合会や国保・健康増進課と連携のもと、研修会の開催や市町の実情に応じた個別具体的な支援を行い、フレイル・介護予防の強化を図る必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・健康づくり対策と連携した介護予防の取組を行うことができるよう、庁内及び関係機関と連携を図り、市町における保健事業と介護予防の一体的実施のさらなる推進を図っていく。 ・フレイル・介護予防の取組強化に向けて、引き続き、市町・地域包括支援センター職員等を対象とした人材育成を行うとともに、保健所を中心とした市町の課題に応じた伴走支援など後方支援体制の充実・強化を図っていく。また、市町における介護予防ケアマネジメントの質の向上や業務効率化の観点から、ICTを活用したケアマネジメントの推進を図る。
iv ボランティア団体や地域既存組織等を活用した高齢者の生活支援体制強化 ●実績の検証及び解決すべき課題 ・助け合い活動の創出に向けた取組が始まっている一方、サービス創出のノウハウ不足や担い手とニーズのマッチングに苦慮している市町もある。	●課題解決に向けた方向性 ・地域の実情を把握しながら研修会等を開催するほか、アドバイザー派遣による市町支援や助け合い活動の優良事例の発信を継続して行うことで、助け合い活動の仕組みづくりを推進する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i ii iii iv	○	1	地域包括ケアシステム構築加速化支援事業(医療介護基金)	令和4年度のシステム構築状況について、県内全圏域において一定構築されたと評価されたため、システムの充実に向けて、住民の実感を視点に含めて作成した新たな評価基準による評価を本格導入した。	②	地域包括ケアシステムの充実に向けて、住民の実感や課題の可視化、具体的な取組のロードマップへの反映などにより、引き続き、市町の取組改善を促進していく。	改善
			H29-				
			長寿社会課				
取組項目 i	○	2	在宅医療・介護連携体制構築支援事業	「在宅医療に必要な連携を担う拠点」である市町において在宅医療・介護連携体制の推進を図るために、県(医療政策課、長寿社会課)及び保健所、関係機関とともに分析データを活用した意見交換会を実施し、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出や課題解決に向けた対応策の検討を行うこととした。	②	本事業の終期である令和6年度末までに、市町ごとに実施する意見交換会により、在宅医療・介護連携に関する個別課題を抽出し、その課題解決に向けた対応策を検討することとしているが、令和7年度以降は、後継事業において、各市町における在宅医療・介護連携体制の課題解決につながる取組を推進するため、県や管轄保健所が継続的に支援する。	改善
			R元-6				
			長寿社会課				
		3	訪問看護サポートセンター事業(医療介護基金)	訪問看護ステーション数の増加に伴い新規立ち上げ相談や内容も多様化しているため、電話相談だけではなく、状況に応じて、訪問やオンラインによる対応も進めていく。また、BCP作成及び運用にかかる研修を行うなど、多様な医療ニーズに対応できる事業所運営体制の推進を図っていく。	②	今後、多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師の確保や多職種連携が必須となることから、これまでの取組に加え、他事業所における各種取組の好事例や特定行為の研修を受けた看護師の活動報告等、特色ある事例について情報共有を図る。	改善
			H30-				
			医療政策課				
		4	訪問看護サポートセンター事業(訪問看護ステーション人材確保事業)(医療介護基金)	今後の在宅医療の需要増大を見据え、訪問看護の事業所が少ない地域における人員確保を優先的に図る必要があること、また多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の確保、育成が必要であることから、助成可能となる事業所数を増やす。	②	今後の在宅医療の需要増大及び多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師の確保、定着が必要となることから、訪問看護未経験者の確保、育成のほか、医師の手順書により、一定の診療の補助が可能な「特定行為の研修を受けた看護師」の育成、確保の推進を図っていく。	改善
			R2-7				
			医療政策課				
		5	特別養護老人ホーム等整備費(創設・増床関係)	―	②	特別養護老人ホームの施設の定員数については、要介護3以上の在宅待機者の数を充足していないため、ながさき長寿いきいきプラン(R6～R8)に基づき、引き続き施設整備を推進していく。	現状維持
			H18-				
			長寿社会課				

取組項目 i		6	特別養護老人ホーム等整備費(改築等ユニット化関係)	—	②	施設に入居した高齢者の生活を限りなく在宅での生活に近いものにし、快適なプライバシーの確保を推進する必要があることから、引き続き、改築等によるユニット型居室の整備を支援していく。	現状維持
			H18-				
			長寿社会課				
		7	地域密着型施設整備助成等事業(医療介護基金)	建築資材高騰により、整備計画の延長・中止など影響が生じているため、実施要綱(補助単価)の見直しを実施する。	②、⑤	地域密着型介護サービス提供施設等については、地域によりサービスの提供体制に差が生じているため、市町の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び県のながさき長寿いきいきプラン(R6～R8)に基づき、市町に適切な指導・助言を行いながら整備を支援していく。	改善
			H27-				
			長寿社会課				
		9	介護サービス情報の公表事業	—	②	介護サービス事業に係る情報の公表により、利用者やその家族等が、介護サービスを適切に選択することができ、ひいては介護サービスの質の向上を図るため、全ての事業所の公表に向けて引き続き指導を行う。	現状維持
			H16-				
			長寿社会課				
取組項目 iii		11	自立支援型サービス推進事業(医療介護基金)	R6新規	②	高齢者の状態に応じた自立支援型サービス(短期集中予防サービスなど)の充実を図っていくため、介護予防ケアマネジメントの質の向上や効率化を目指し、ICTを活用したケアマネジメントのさらなる推進を図る。また、保健所による広域的・専門的支援(市町の課題解決に向けた協議の場の設置、保健所管内の人材育成研修等)を引き続き行っていく。	改善
			(R6新規)R6-8				
			長寿社会課				
取組項目 ii iv	○	12	助け合い活動強化事業(保険者努力支援交付金)	助け合い活動の仕組みづくりをさらに図っていくため、知見を有する有識者や県内外の実践者の協力のもと、市町が実施する取組を支援する。また、課題の大きい市町に対しては、プッシュ型の支援を行うこととした。	②	本事業は令和6年度末で終期を迎えるが、市町の助け合い活動の仕組みづくりを推進するために、引き続き市町の課題に応じた支援を行っていく。また、複雑化する地域ニーズに対して、世代や分野を超えて対応するため、庁内関係部局とも連携を図り、地域共生の視点を意識した生活支援体制の構築を推進する。	改善
			R元-6				
			長寿社会課				
取組項目 iii	○	13	地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業(医療介護基金)	県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターが開催する研修会等により、リハビリテーション専門職をはじめ歯科衛生士、管理栄養士等の関係職種に対し地域リハビリテーションの普及啓発を行い、市町における介護予防や地域ケア会議等への参加を促すとともに、関係団体・関係機関との円滑な連携のための指針改訂に向けた検討を行うこととした。	②	各圏域の実情に応じた地域密着型の地域リハビリテーション支援体制の構築を図るため、各圏域の関係者(市町、包括、地域リハ広域支援センター、保健所等)に対して、引き続き県及び県リハビリテーション支援センターから助言や情報提供等の支援を実施する。	改善
			H27-				
			長寿社会課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点